

令和8年度 掛川市公共下水道汚水処理構想検討業務委託 仕様書

1-1 標準業務内容

本業務における標準業務内容は以下に示すとおりとする。ただし、

- ・既に計画の一部を策定している、あるいは、検討済みの項目があるなど、改めて検討しなくてもよい項目がある場合
 - ・定期的な計画の見直しなど、簡略化や軽減できる項目がある場合
- などにおいては、適宜、協議の上で作業項目などを決定するものとする。

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認	基本事項及び要望事項、策定方針の確認	作業方針の確認、上位計画（都道府県構想）内容の確認、作業スケジュールの確認、将来フレーム及び整備・運営管理目標の設定、策定方針の確認
2. 処理区域の設定 2-1 集合処理区域の設定	集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討	集合処理が有利と判定された区域に個別処理が有利と判定された区域を接続した場合の経済性検討 既整備区域等に個別処理が有利と判定された区域を接続する場合の経済性検討 （接続ルート沿い家屋の取り込み検討を含む）
2-2 まとめと照査	総合的判断による集合処理、個別処理区域の設定	経済性比較、整備時期、水質保全効果、地域特性・住民意向等を考慮した総合的判断による集合処理、個別処理区域の設定
3. 整備・運営管理手法の選定 3-1 事業手法の選定	作業項目における方針の確定・確認と照査	「処理区域の設定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3-2 事業間連携の検討	事業手法の選定	既計画等での事業種別、各事業の採択基準、汚泥処理に関する基本方針、維持管理の集約化方針等を勘案した事業手法（適用する事業の種別）の選定
3-3 まとめと照査	事業間連携の検討	各施設の整備進捗や維持管理状況等を踏まえた効率的な汚水処理施設の整備・運営に向けた事業間連携の検討
4. 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定 4-1 持続的・効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定	作業項目における方針の確定・確認と照査	「整備・運営管理手法の選定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4-1 持続的・効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定	事業実施優先度の検討 概算事業費の算定 実施可能事業量の検討 整備方針の設定	事業実施優先度の検討、早期概成が可能な手法の検討等 概算事業費（建設費・維持管理費）の算定 持続的・効率的な汚水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討 効率性・公平性を考慮した整備方針（事業実施順位・整備スケジュール）の設定

4-2 まとめと照査	<p>整備計画のとりまとめ</p> <p>作業項目における方針の確定・確認と照査</p>	<p>整備計画（アクションプラン・長期的な整備・運営管理内容等）のとりまとめ</p> <p>「整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査</p>
<p>5. 住民関与と進捗状況等の見える化</p> <p>5-1 進捗状況等の見える化</p> <p>5-2 まとめと照査</p>	<p>進捗状況等の見える化</p> <p>作業項目における方針の確定・確認と照査</p>	<p>下水道事業への住民等の理解と協力を得るためのベンチマーク（指標）の検討</p> <p>「住民関与と進捗状況等の見える化」における方針の確定・確認と作業内容の照査</p>
6. 図書作成及び報告書作成	<p>汚水処理施設整備構想図書の作成</p> <p>その他関係図書の作成</p> <p>打合せ議事録の作成</p>	汚水処理施設整備構想説明書及び汚水処理施設整備構想図のとりまとめ
7. 計画協議	発注者との計画協議	

1-2 業務委託標準仕様書

[1] 一般仕様書

本標準仕様書は、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアルに基づき、汚水処理施設整備構想策定に係る標準的な業務内容を作成したものである。

既に計画の一部を策定している、あるいは、検討済みの項目がある場合、定期的な計画の見直しの場合などは、省略できる業務や軽減できる業務があるため、使用に当たっては必要な項目のみ記述するよう注意すること。

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、**発注者**において、下水道全体計画及び事業計画を定めるに当たり、特記仕様書に示す事項につき都道府県構想のもととなる汚水処理施設整備構想策定に必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって **発注者** の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に **発注者** の審査を受けなければならない。

- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**発注者**，受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、**発注者**より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて汚水処理施設整備構想を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 汚水処理施設整備構想図書
 - (イ) 汚水処理施設整備構想説明書 A4判製本 5部
 - (ロ) 汚水処理施設整備構想図 白焼き 5部
- (2) その他関係図書

- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省，農林水産省，環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
11. 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
12. バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥処理総合計画）策定マニュアル（国土交通省）
13. 高度処理施設設計マニュアル(案)（日本下水道協会）
14. 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
15. 新都市計画の手続（都市計画協会）
16. 下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）（国土交通省）

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「汚水処理施設整備構想策定業務委託標準仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 汚水処理施設整備構想

対象未処理人口：掛川処理区 22,745人（全体計画人口 49,836人－事業計画処理人口 27,091人）

※区域は別添図のとおり

3. その他特記事項

(1) 「令和7年度掛川市公共下水道事業 掛川市公共下水道汚水処理構想策定検討業務委託」の成果品内容を十分に把握し、整合をとること。

(2) 「2. 処理区域の設定」では起債償還を考慮した検討、経費回収年による検討の2ケースを行う。

※追加の検討を行う場合は別途計上とする。